

# 水は限りある資源です



水を大切につかおうね！



一人一人の工夫で上手に節水をこころがけましょう。！

- ポイント1 食器洗いは「ため洗い」で。油污れのひどいものは紙などでふき取ってから洗いましょう。
- ポイント2 毎日の歯磨きや洗顔のときは、こまめに蛇口をしめましょう。
- ポイント3 風呂には効率よく入り、シャワーはこまめに止めて使いましょう。

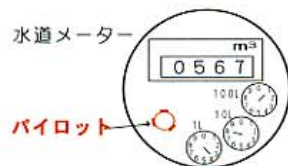
## ご存知ですか？ 漏水（水漏れ）について 水道局料金課 (TEL027-321-1283)

以前と水道の使い方は変わらないのに、水道の使用量が増えたようなときは漏水のおそれがあります。



一度調べてみましょう！

### 漏水発見方法



- ①すべての蛇口をしめ、水が出ないようにします。
- ②メーターボックスを開け水道メーターの中のパイロットを見ます。このときパイロットが回っていれば宅地内のどこかで漏水しています。

### 宅地内での漏水の場合

漏水などの修理は「高崎市水道局指定給水装置工事事業者」にご依頼ください。この場合の修理代金はお客様の負担となります。なお、**賃貸の場合は所有者、管理会社へご連絡ください。**

修理が完了した時点で水道料金の減免手続きがとれる場合があります。

この場合「修繕証明」が必要になります。

❖ 減免対象となるのは、給水管の破裂で、漏水を発見することが困難な箇所からの漏水と認められた場合のみとなります。

道路上で漏水を発見したときは、お手数でも直ちに水道局給水課までご連絡ください。(給水課 TEL 027-321-1285)

「高崎市水道局指定給水装置工事事業者」一覧は、総務課ホームページをご覧ください。(総務課 TEL 027-321-1282)

<http://www.city.takasaki.gunma.jp/sosiki/sg-soumu/index.htm>

# 引越しされるときは 届け出をお忘れなく

電話・FAX・市役所の窓口などで  
つぎのことを必ず知らせてね！！



## 水道の使用をやめるとき (中止届)

- 1 水道の使用を中止する場所（住所）・名前
- 2 引越しの日（水道を止める日）
- 3 転居先の住所・電話番号
- 4 清算分の料金のお支払い方法（納付書または口座振替でのお支払い）

## 水道を使い始めるとき (開始届)

- 通常は水が出る状態になっています。建物の入口またはポストに「水道・下水道使用開始届出書（ハガキ）」が置いてありますので、必要事項をご記入の上送付してください。
- 1 水道を使用する場所（住所）【アパート、マンションの場合は名称と部屋番号】
- 2 使用者の氏名と連絡先電話番号
- 3 使い始める（始めた）日
- 4 料金の請求先



お支払いは便利な  
口座振替にしてね！

## 水道料金のお支払い方法

- **口座振替**
  - ・2か月に一度検針した月の翌月10日（金融機関休業日のときは翌営業日）にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。
- **納付制**
  - ・請求は2か月に一度検針した月の下旬に「納入通知書（ハガキ）」を発送させていただきます。銀行などの金融機関の窓口やコンビニ（納入通知書に記載）でお支払いください。

連絡先・問い合わせは

水道局料金課(庁舎1階17番窓口)  
TEL 027-321-1283  
FAX 027-326-6501